

電子情報通信学会 関西支部規程

(平成 23 年 12 月 19 日一部改正)【「定款の変更の案」と同時に施行する停止条件付き改正】

(総 則)

- 第1条 本支部の構成、運営については、一般社団法人電子情報通信学会定款ならびに規則に定めるものの外、この規程による。
- 第2条 本支部は、一般社団法人電子情報通信学会関西支部と称する。
- 第3条 次の地域内に在住する電子情報通信学会会員は、すべて本支部に属するものとする。
大阪府、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県、兵庫県

(事 業)

- 第4条 本支部は、本会定款に定める目的を達成するため随時、講演会、討論会、講習会、見学会等を開催する。
2. 本支部に学生会を設け、学生員の支部活動を盛んにするための事業を行う。このため、別途学生会運営基準を設ける。

(支部運営委員および学生会顧問)

- 第5条 本支部に支部長 1 名、支部庶務幹事 2 名、および支部会計幹事 2 名のほか、支部委員 24 名以内を置く（以下支部運営委員と総称する）。
2. 支部運営委員の任期は 2 年とする。ただし、支部長は 1 年とする。
- 第6条 本支部に学生会活動を支援するため学生会顧問を若干名置く。
- 第7条 支部幹事の職務分担は、次のとおりとする。
支部庶務幹事 庶務に関する事項ならびに他幹事の所掌に属しない事項
支部会計幹事 会計に関する事項
- 第8条 支部運営委員は支部運営委員会を組織し、支部の業務を決議し執行する。
- 第9条 支部運営委員候補者は選挙によって選定され、理事会の承認を得て支部運営委員となる。
2. 前項の選挙によるものに加え、支部委員のうち若干名を、支部長が正員のうちから選挙を経ずに候補者を選定し、理事会の承認を得ることができる。
3. 支部運営委員に欠員を生じた場合は、支部長が正員のうちから選挙を経ずに候補者を選定し、理事会の承認を得ることができる。ただし、支部運営委員としての任期は、前任者の残任期間とする。
- 第10条 支部運営委員候補者の選挙は、本部役員および代議員の選挙と同時に行う。
- 第11条 支部運営委員候補者の推薦、投票、開票に関する手続は、支部運営委員会の決議を経て、支部長が定める。

(会 議)

- 第12条 本支部に、支部運営委員会を置く。
- 第13条 支部長は、支部運営委員会を毎年 6 回招集し、その議長となる。
2. 支部長が必要と認めたときは、臨時支部運営委員会を招集する。
- 第14条 支部運営委員会は、総支部運営委員の議決数の過半数を有する支部運営委員が出席しなければ議事を開き、決議することができない。ただし、委任状を提出したものは出席者とみなす。
- 第15条 支部運営委員会の議事は、出席した支部運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 第16条 規則第 60 条により、本部へ提出する事業計画案および予算案、事業報告および決算は支部運営委員会の決議を経ることを要する。
- 第17条 支部長は、支部運営委員会の決議を経て、支部総合報告会を開催することができる。
- 第18条 支部総合報告会の開催期日、および議事は、支部運営委員会の決議を経て、支部長が決定し、支部会員に通知することができる。
- 第19条 支部総合報告会を開催する場合は、次の事項を報告できる。
- イ. 事業計画および収支予算
 - ロ. 事業報告および収支決算
 - ハ. その他支部運営委員会において必要と認めた事項

(附則)

1. 本規程に定め無き事項で支部運営に必要な細則は、支部運営委員会の決議を経て支部運営細則を別途規定する。
2. 本規程の改正は、一般社団法人設立登記の日から施行する。ただし、平成 23 年度に実施する支部運営委員候補者等の選挙に関しては、本改正を準用して実施する。
3. 本規程の改正施行後、社団法人電子情報通信学会関西支部規程に基づく支部役員、支部評議員等は、それぞれ、支部運営委員、支部委員等と読替え、任期については残任期間まで継続して支部の業務を遂行するものとする。
4. 本規程の改正は、理事会の承認を受けるものとする。

関西支部規程(旧)

(平成元年4月21日一部改正学会名変更他)

(平成7年4月14日一部改正定款変更に伴う変更他)

(総 則)

第1条 本支部の構成、運営については、社団法人電子情報通信学会定款ならびに規則に定めるものの外、この規程による。

第2条 本支部は、社団法人電子情報通信学会関西支部と称する。

第3条 本支部は、事務所を大阪市北区堂島浜2の1の25中央電気倶楽部内におく。

第4条 次の地域内に在住する電子情報通信学会会員は、すべて本支部に属するものとする。
大阪府、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県、兵庫県

(事 業)

第5条 本支部は、本会定款第5条に定める目的を達成するため随時、講演会、討論会、講習会、見学会等を開催する。

2. 本支部に学生会を設け、学生員の支部活動を盛んにするための事業を行う。このため、別途学生会運営基準を設ける。

(支部長、支部幹事、支部評議員、支部学生会顧問および支部職員)

第6条 本支部に支部長1名、支部庶務幹事2名および支部会計幹事2名のほか、評議員若干名をおく。支部評議員数は支部長が支部役員会の議決を経てこれを定める。

2. 評議員のうち4名までは、支部長が正員のうちから選任することができる。

第7条 本支部に学生会活動を支援するため学生会顧問若干名をおく、うち2名は支部長が評議員から選任する。

第8条 支部幹事の職務分担は、次のとおりとする。

支部庶務幹事庶務および他幹事の所掌に属しない事項

支部会計幹事会計に関する事項

第9条 支部長、支部幹事および支部評議員（以下支部役員と総称する）は、支部役員会を組織し、支部の業務を議決し、執行する。

第10条 支部役員に欠員を生じた場合は、次点者から補充する。ただし、やむをえない場合は、支部長が支部役員会の議決を経て選任することができる。

第11条 支部役員選挙は、本部役員および評議員選挙と同時に毎年3月に行う。

第12条 支部役員候補者の推薦、投票、開票に関する手続きは、支部役員会の議決を経て支部長が定める。

第13条 支部長は、支部役員会の議決を経て、支部に有給の職員をおき、幹事を補佐させることができる。

(会 議)

第14条 支部の会議は、支部役員会および支部総会とする。

第15条 支部役員会は毎年6回、支部長が招集する。

2. 支部長が必要と認めるときは、臨時支部役員会を招集する。

第16条 支部役員会は、支部役員半数以上出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、あらかじめ意見を表示したものは出席者とみなす。

第17条 支部役員会の議事は、出席役員過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

第18条 本支部の地域内に在住する本部評議員は支部役員会に出席することができる。

第19条 規則第63条により、本部へ提出する事業計画案および予算案は支部役員会の議決を経ることを要する。

第20条 支部総会は年1回、本部総会終了後、なるべく早期に支部長が招集する。

2. 支部長が必要と認めるときは、支部役員会の議決を経て、臨時支部総会を招集することができる。

第21条 支部長は、支部会員数の5分の1以上から会議に付議すべき事項および理由を記載した書面を提出して、支部総会の招集を請求されたときは、遅滞なく臨時総会を招集しなければならない。

第22条 総会の開催期日および議事は、支部役員会の議決を経て支部長が決定し、支部会員に通知する。

第23条 次の事項は、支部総会において報告するものとする。

イ. 事業計画および収支予算

ロ. 事業報告および収支決算

ハ. その他支部役員会において必要と認められた事項

(その他)

第24条 本規程は平成7年4月14日より実施する。